厚生労働省
岩手労働局

Press Release

岩手労働局発表
平成 28 年 7 月 19 日

報道関係者　各位

照会先	岩手労働局労働基準部監督課 監督課長　上条 訓之 監察監督官　石川 光明 （電話）019-604-3006 （FAX）019-604-1534

労働局長及び運輸支局長から県トラック協会長に要請を行います

～輸送需要が増大する夏季の繁忙期にむけて長時間労働削減及び労働災害防止の要請を行います～

岩手労働局（局長 久古谷敏行（くごたに））が公表した県内の運輸交通業の労働関係法令違反の実態（*1）や労働災害発生状況を踏まえ、輸送需要が増大する夏季の繁忙期にむけて、岩手労働局長及び岩手運輸支局長が公益社団法人岩手県トラック協会に訪問し、貨物自動車運送事業における過労運転防止及び労働災害防止について協力要請を行います。

また、県内経営者団体には別途要請を行うとともに、県内 106 荷主団体及びトラック協会未加入の貨物自動車運送事業者にも書面にて要請します。

記

1　日　時　　平成 28 年 7 月 25 日（月）　午後 2 時 00 分～
2　場　所　　公益社団法人岩手県トラック協会 1 階会議室
3　住　所　　紫波郡矢巾町流通センター南 2 丁目 9 番 1 号

【取材に当たっての留意事項】
取材を希望される場合は、平成 28 年 7 月 22 日（金）12:00 までに右上の照会先までご連絡をお願いします。

*1 平成28年5月26日岩手労働局発表「平成27年における定期監督の実施状況について」では、運輸交通業の違反率が87.5%と最も高く、運輸交通業の違反のうち、貨物自動車運送事業における長時間労働の実態が認められました。
*2 「第3回トラック輸送における取引環境・労働時間改善岩手県協議会（平成28年2月19日開催）」で公表した「トラック輸送状況の実態調査（岩手県版）」参照。

別紙

1　労働災害発生状況について

（１）平成27年における貨物自動車運送事業における労働災害は142件で、前年比７件の減少（前年比4.7%減）した。全産業の件数（1,316件）の約１割（10.8%）を占め、「製造業」、「建設業」、「商業」に次いで多い。

表1 貨物自動車運送事業の労働災害発生状況

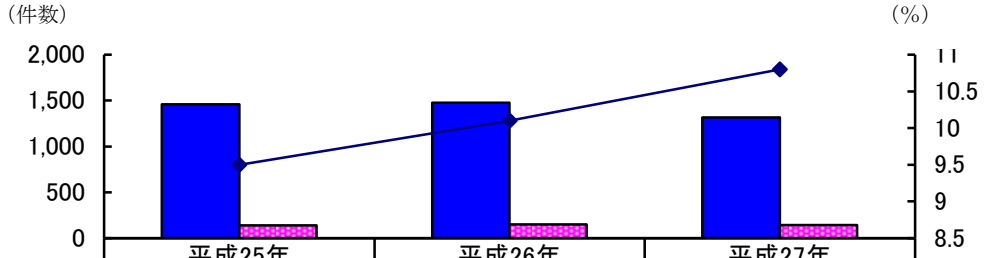

	平成25年	平成26年	平成27年
全産業	1,458	1,478	1,316
道路貨物運送業	138	149	142
全産業に占める割合	9.5	10.1	10.8

事故の型別では、多い順に、「墜落・転落」53件、「転倒」20件、「はさまれ・巻き込まれ」14件であった。

表2　労働災害発生状況（事故の型、件数）

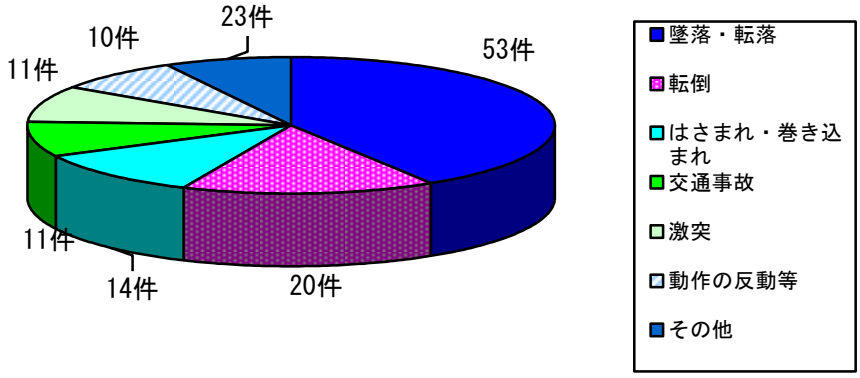

貨物自動車運送事業における労働災害142件のうち、約７割の100件(70.4%)が荷役作業中に発生した。

表3 労働災害発生状況（作業時毎、件数）

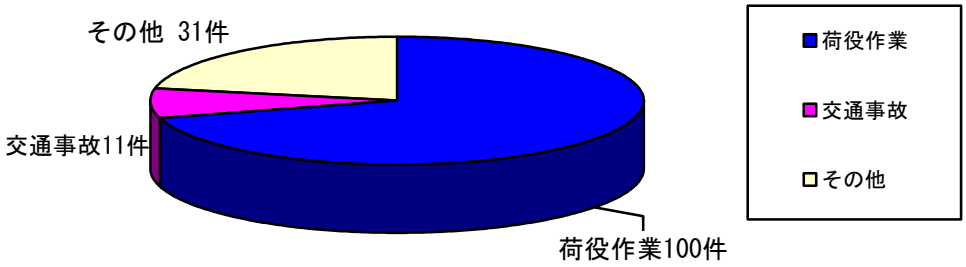

また、荷役作業中の労働災害100件のうち、「墜落・転落」による災害が最も多く、約４割の41件(41.0%)を占める。

表4 労働災害の事故の型（荷役作業中、件数）

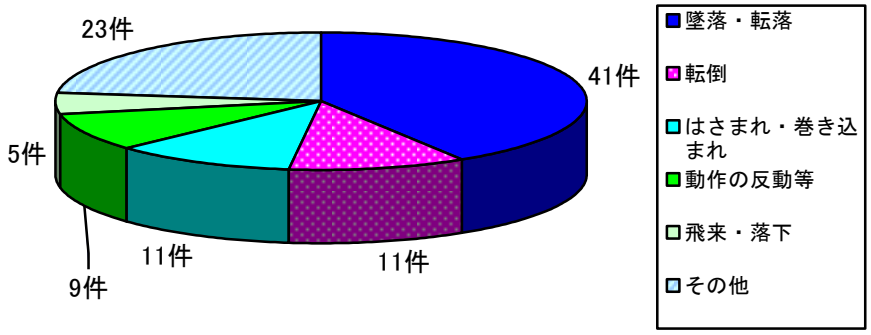

（２）平成27年の貨物自動車運送事業において、荷役作業中の労働災害のうち「墜落・転落」による災害の41件のうち約8割の33件(80.5%)が荷先（荷主、配送先など）で発生した。

表5 荷役作業中の墜落・転落災害の発生場所（件数）

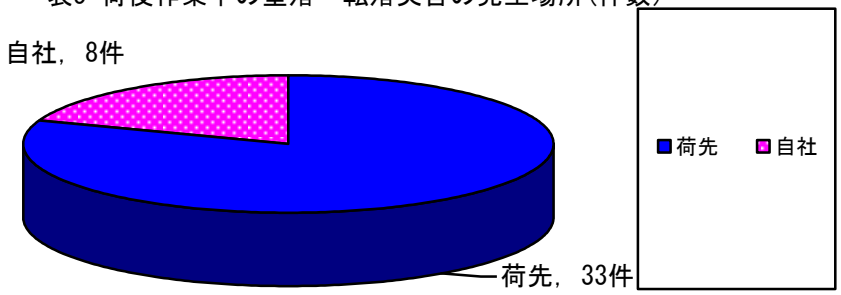

２　長時間労働の実態について

（１）平成28年2月19日開催の「第3回トラック輸送における取引環境・労働時間改善岩手県協議会」で公表した「トラック輸送状況の実態調査」では、県内貨物自動車運送事業者に所属するトラック運転者に長時間労働の実態が認められた。

表6 1運行の拘束時間

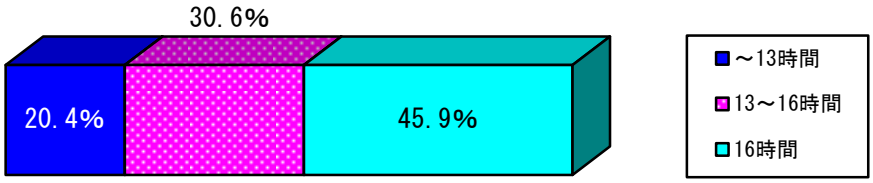

＊休息期間が8時間未満であった運行は全体の16.3%、連続運転時間4時間超の運行は全体の9.7%であった。

表7 手待ち時間の有無について（時間）

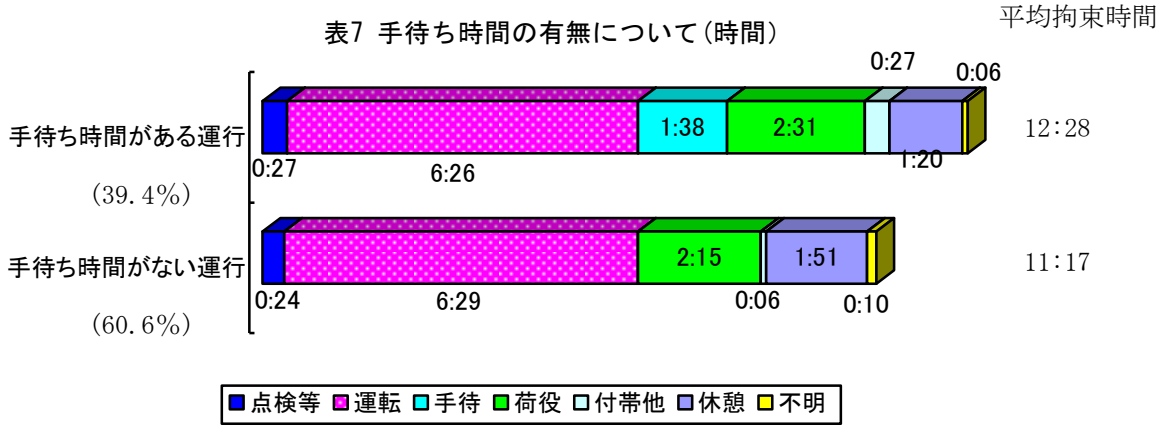

＊走行距離帯別では、短・中距離の平均拘束時間が10時25分であるに対し、長距離の平均拘束時間は15時間19分であった。

表8　1運行あたりの手待ち時間の分布（割合・%）

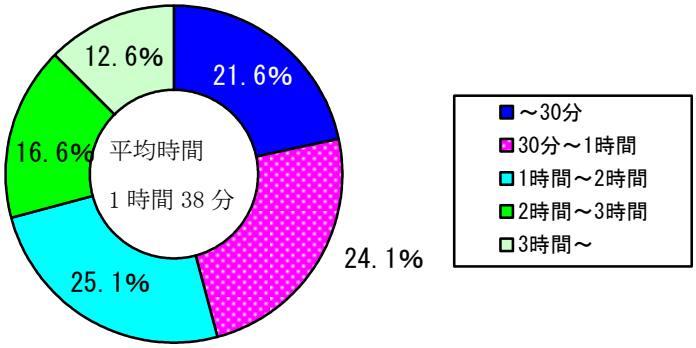

表9　手待ち1回あたりの待ち時間の分布（割合・%）

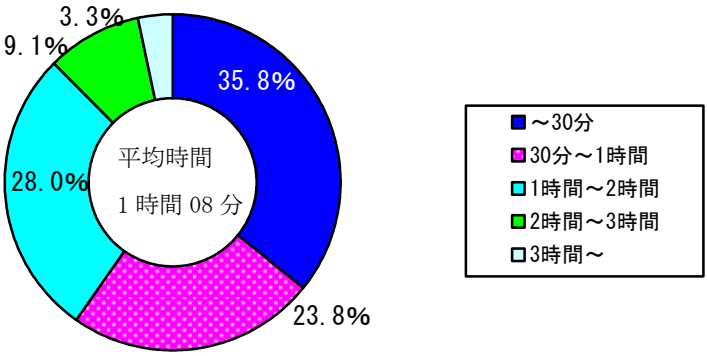

＊手待ち時間は発荷主で1時間15分、着荷主で1時間3分発生している。

（２）平成25年以降に、岩手労働局（管内7労働基準監督署）が県内貨物自動車運送事業者に実施した監督実施状況は表1のとおりである。

表10 監督実施状況（県内貨物自動車運送事業）

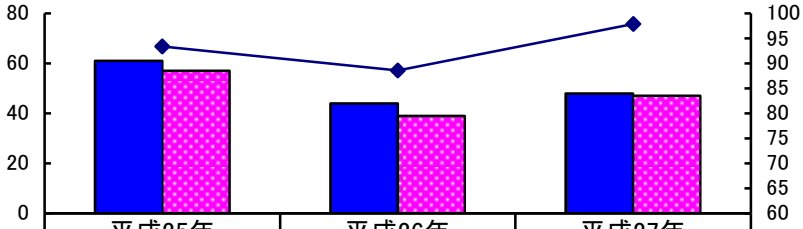

	平成25年	平成26年	平成27年
監督実施事業場数	61	44	48
違反事業場数	57	39	47
違反率	93.4	88.6	97.9

（３）平成27年に管内状況や各種情報に基づき計画的に監督指導を実施した貨物自動車運送事業者48事業場のうち、47事業場（97.9%）に労働基準法の法令違反が認められた。特に、法定労働時間に係る違反が39事業場と最も多かった。

表11　監督指導結果（違反状況）

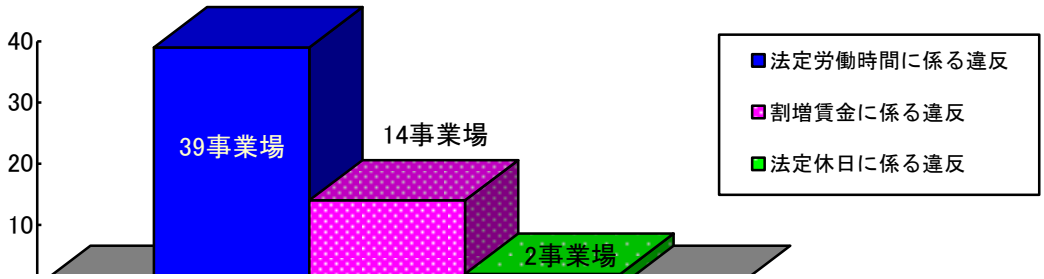

＊事業場数は重複があり得る。「法定労働時間に係る違反」とは、時間外労働に関する協定届を所轄労基署長に提出することなく、法定労働時間を超えて労働させた場合、又は36協定で定める時間を超えて時間外労働を行わせた場合における違反である。

（4）貨物自動車運送事業者は労働基準法の法令のみならず、改善基準告示の遵守も求められている。監督指導を実施した48事業場のうち、改善基準告示違反が認められたのは37事業場（77.1%）であった。

表12　監督指導結果（改善基準告示違反）

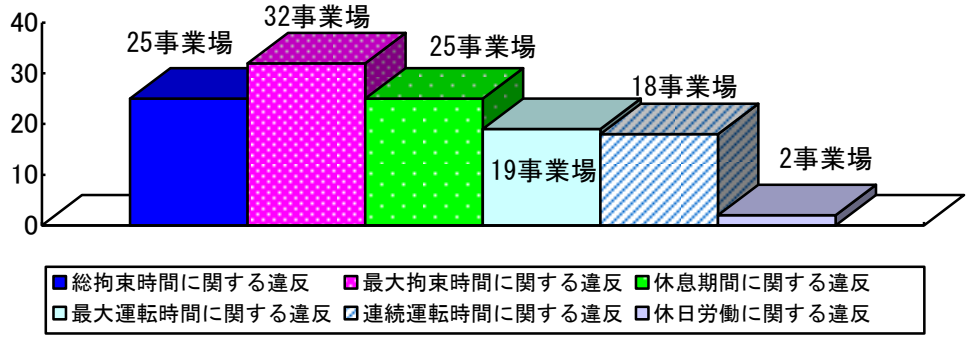

3　過労死等の労災認定状況（全国）

平成27年度の過労死等の労災認定では、過重労働による脳・心臓疾患が251件、業務での強い心理的負荷による精神障害が472件。業種別にみると、過重労働による脳・心臓疾患は、貨物自動車運送事業が他の業種と比べて突出している。業務での強い心理的負荷による精神障害は、道路貨物運送業、社会保険・社会福祉・介護事業で多い。

表 13　過労死等の労災認定

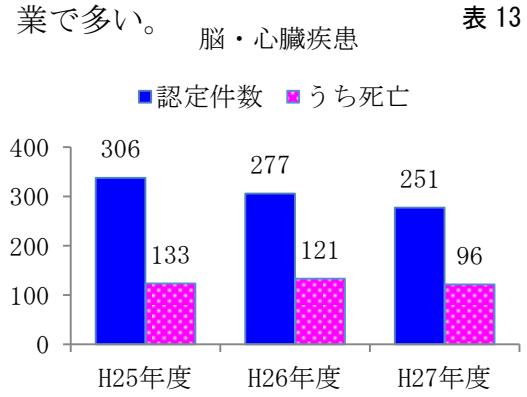

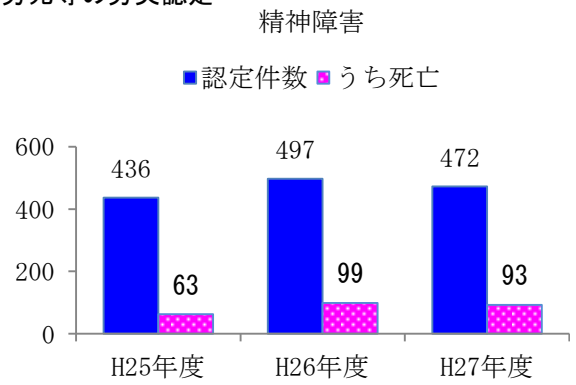

件数順位	脳・心臓疾患の支給決定の多い業種（中分類）	認定件数
1	貨物自動車運送事業	82
2	建設業	16

件数順位	精神障害の支給決定の多い業種（中分類）	認定件数
1	貨物自動車運送事業	36
2	社会保険・社会福祉・介護事業	24

件数順位	脳・心臓疾患の支給決定の多い職種	認定件数
1	自動車運転従事者	87
2	法人・団体管理職員	22

件数順位	精神障害の支給決定の多い職種	認定件数
1	一般事務従事者	61
2	法人・団体管理職員	42
5	自動車運転従事者	34

※　ここでいう「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。　平成 27 年度「過労死等の労災補償状況」による。

４　荷役の書面化、荷役料金収受の状況について

（１）荷役に関する書面化の有無の状況について

表 14 荷役に関する書面化の有無

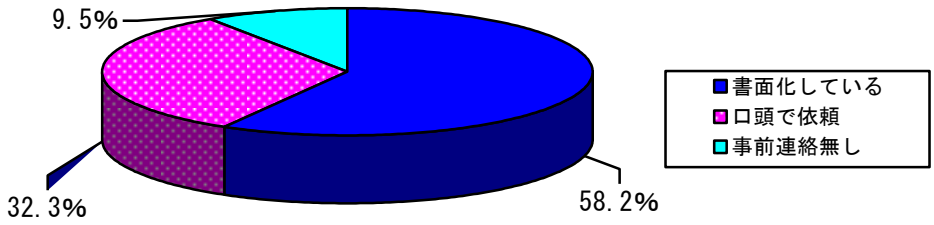

（２）荷役に対する書面化の有無と荷役料金の収受の有無の関係について

表15　荷役に対する書面化の有無と荷役料金の収受の有無の関係

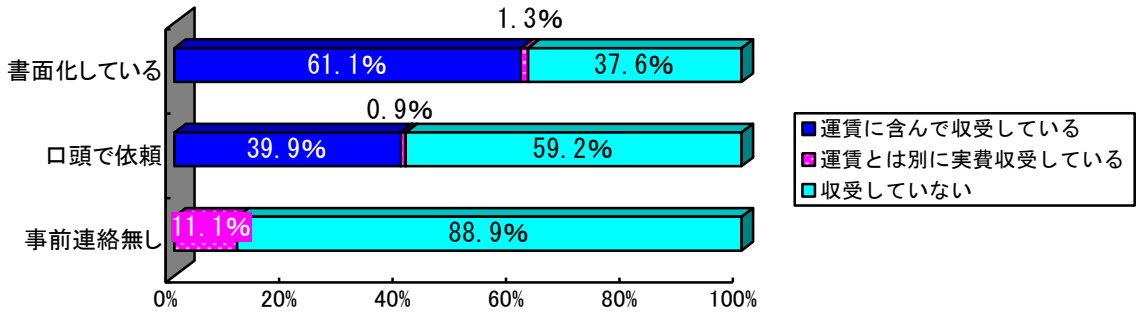

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」（改善基準告示）について

「自動車運転者の労働時間等の改善に関する基準」（改善基準告示）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間（始業から終業までの時間（休憩時間を含む。））、休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を、平成元年に大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定（昭和42年）

↓

・長時間労働、交通事故の増加
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するＩＬＯ条約の採択（昭和54年）

↓

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定（昭和54年）

→

中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、「改善基準告示」を策定（平成元年）

※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、内容の見直しが行われ現在に至る。

内　容

○　拘束時間【始業から終業までの時間（休憩時間を含む。）】　トラックの場合、原則として１日13時間（延長する場合でも16時間）、１箇月293時間など
○　休息期間【勤務と勤務の間の自由な時間】原則として継続8時間以上
○　運転時間　トラックの場合、２日を平均し１日当たり ９時間、 ２週間を平均し１週間当たり44時間
○　連続運転時間　トラックの場合、４時間以内
※その他、分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船の場合の特例有り。

施　行

労働基準監督署	関係労使の自主的改善努力と労働基準監督官の臨検監督等による指導
国土交通省との連携	①　監督署と地方運輸機関との合同による監督・監査 ②　それぞれの機関が把握した改善基準告示違反事案の相互通報
国土交通省の取組	過労運転防止の観点から、改善基準告示の内容を国土交通省令に取り込み、事業許可取消処分等の行政処分基準として機能（トラックの場合は平成13年9月1日～）

お問い合わせ先：岩手労働局労働基準部監督課　（電話）０１９－６０４－３００６

厚生労働省岩手労働局

労働基準監督行政について

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などの労働基準関係法令は、罰則をもって最低の労働条件の遵守を求めるものである。

法令違反があった場合に、労使間の交渉や民事裁判による紛争解決だけでは長時間を要する等、権利救済の観点からは不十分である。

このため、違反行為の発生を未然に防止し、かつ、早急に是正させるための機能を持つ、労働基準監督官制度を設けている。

【概要・仕組み】

臨検監督

工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して労働基準法などの法律違反が認められた場合、是正勧告（*）、機械・設備などの使用停止などを命ずる行政処分を行う。

(＊) 法律違反を認めた場合、是正期日を定めて是正勧告書を交付することによりその是正を指導し、是正の報告や再び監督を行うことによりその是正を確認することとしている。

災害調査

重篤な労働災害が発生した場合に災害の発生現場に赴き、労働災害発生原因を調査し、事業主に災害発生防止対策を講じさせる。

司法警察実務

度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、取調べなどの任意捜査や捜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検。

厚生労働省岩手労働局

労働基準監督の仕組み

※労働基準監督官の主な仕事になります

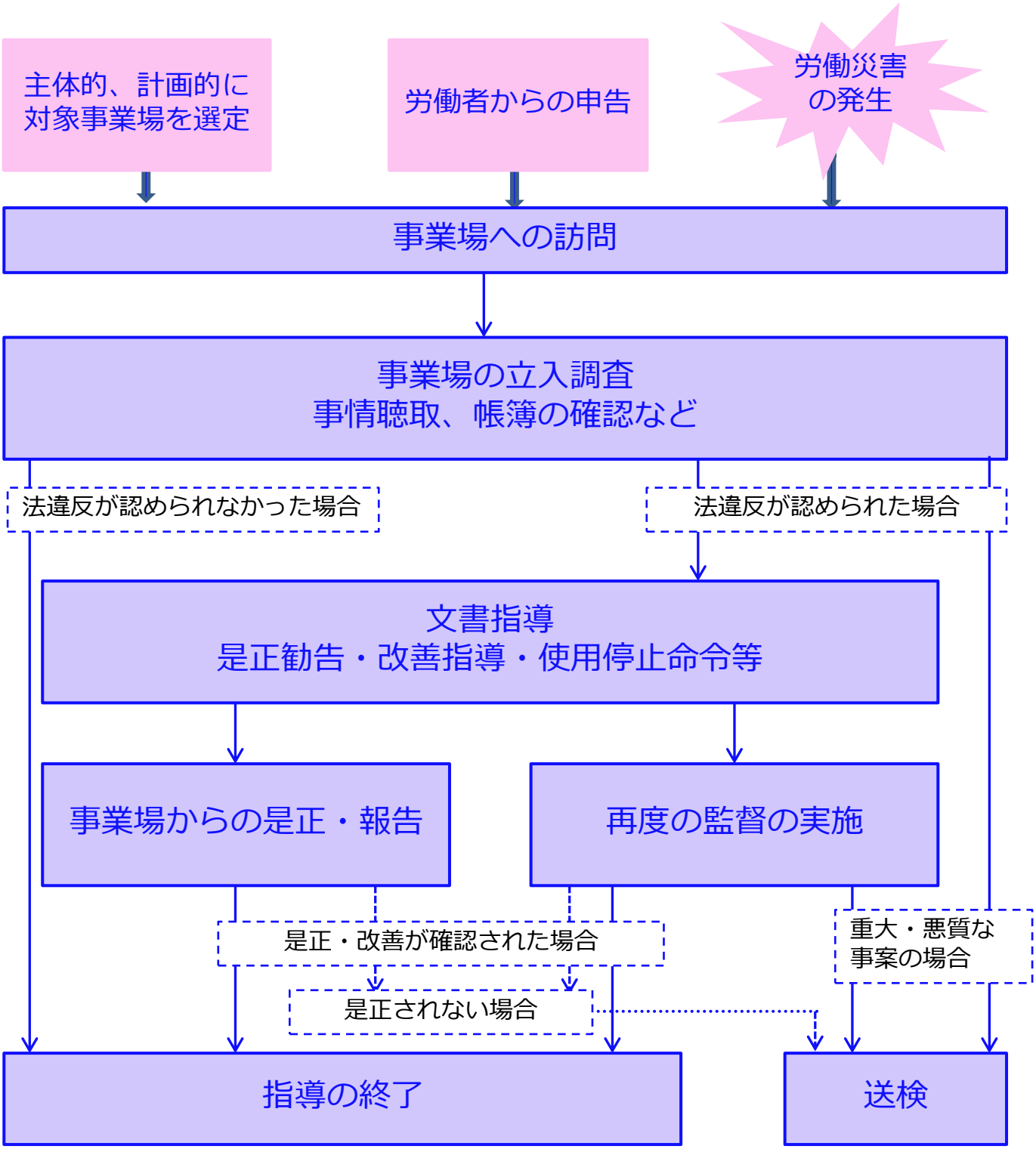

注1　上図は一般的な流れを示したものであり、事案により異なる場合もあります。
注２　監督指導は、原則として予告することなく実施しています。

厚生労働省岩手労働局